

避難行動要支援者制度のご案内

避難行動要支援者制度とは？

災害が発生した際、自力で避難したり情報を得たりすることが難しく、手助けが必要な方々（避難行動要支援者）の名簿を作成し、その名簿を活用して、支援が必要な人を行政区（町内会）など身近な人たちで支え合い・助け合うしくみです。

制度の対象となる人は？

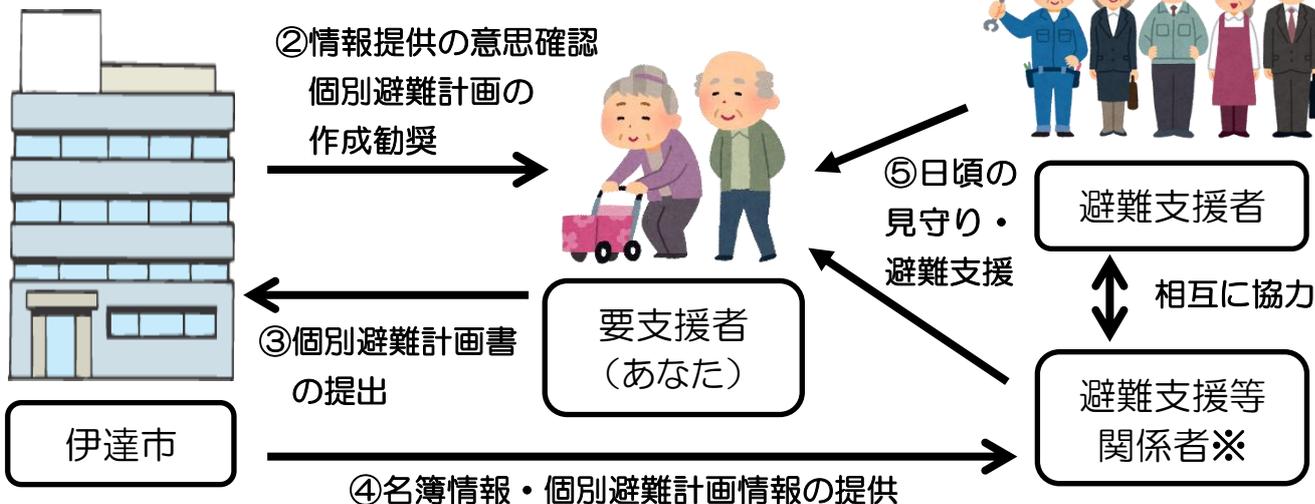
- (1) 75歳以上の高齢者のみで生活する世帯の方
- (2) 介護保険の要介護3以上で居宅で生活されている方
- (3) 身体障がい者手帳の障がい程度が1級又は2級の方
- (4) 療育手帳の障がい程度がAの方
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度が1級又は2級の方
- (6) その他市長が特に避難支援などが必要と認める方



避難支援の流れ

※1 対象者名簿：上記(1)～(5)に該当する方の名簿

①対象者名簿(※1)の作成



※避難支援等関係者 ○民生児童委員 ○伊達地方消防組合 ○伊達警察署 ○行政区
○伊達市社会福祉協議会 ○地域包括支援センター ○地域自治組織 ○自主防災組織

個別避難計画を作成するとどうなるの？

個別避難計画には、要支援者（あなた）の基本情報や緊急時家族の連絡先、避難支援者の情報、災害時の避難について、避難場所や準備しておくものなどの配慮事項を事前に考え計画し、記載するものになっています。自分自身の身の安全を守る「自助」の第一歩として作成を推進しております。

また、情報の提供に同意（個別避難計画の作成）をしていただければ、平常時から避難支援等関係者（※）へ情報共有をすることができます。平常時から共有しておくことで、地域など周囲の人たちが協力して助け合う「共助」につながると考えております。民生児童委員や社会福祉協議会、包括支援センターなどへは日頃の見守り活動での活用を、行政区（町内会）や自主防災組織などへは、地域としての防災計画などに盛り込むよう、活用をお願いしているところです。

災害時には、制度の対象となっている方（情報の提供に同意なしの方も含む）の情報を、避難支援等関係者（※）へ共有することができることになっており、警察や消防へも提供し、安否確認や避難支援などに活用します。

避難支援者は誰にお願いすればいいの？

災害が起きた時に、要支援者（あなた）のもとに駆け付けることができ、安否確認、避難誘導などの支援ができる、近所の方をお願いすることが望ましいとされております。「避難支援者」は、あなたが日ごろからお付き合いのある近所の方をお願いしてみましょう。※ただし「避難支援者」をお願いすることに法的な制限等はありません。協力していただける範囲内で、支援をお願いしましょう。

個人情報を守られるの？

要支援者（あなた）の個人情報については、市、避難支援等関係者（※）などにおいて適正に管理し、避難支援及び平常時支援（見守り活動）などの目的においてのみ使用します。

◎ご近所の底力！困ったときはお互いさま！

災害が発生した時は、行政機関などが様々な公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。災害から身を守るためには、自分自身の身の安全を守る「自助」と、地域など周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の考え方がとても重要となります。普段から地域の皆さんとのつながりを大切にしましょう。